

やいた 議会だより



厄除け大祭のどんと焼き(木幡神社)

12月

定例会の
あらまし

第331回市議会定例会は、12月5日から18日までの14日間にわたって開かれました。

本定例会では、市長の専決処分事項承認、平成26年度補正予算、条例の制定一部改正など、市長提出議案21件を原案のとおり可決しました。

目次

傍聴者アンケート結果	11	定例会審議結果	2
一般質問	5	陳情審査結果	3
議会の予定	16	表決状況一覧	4
		行政視察報告	15
		議会日誌	16
		議会基本条例パブリックコメントの実施	12

第331回

定例会審議結果

総務厚生常任委員会

議案第1号 市長の専決処分事項承認について

専決第11号 平成26年度矢板市一般会計補正予算(第3号)

源泉所得税の納付に係るもので、歳入歳出にそれぞれ144万9千円を追加計上し、予算総額を134億1,694万9千円に補正する。 | 承認

議案第2号 市長の専決処分事項承認について

専決第12号 平成26年度矢板市一般会計補正予算(第4号)

衆議院議員総選挙に要する経費で、歳入歳出にそれぞれ1,800万円を追加計上し、予算総額を134億3,494万9千円に補正する。 | 承認

議案第3号 平成26年度矢板市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出にそれぞれ1億200万円を追加計上し、予算総額を135億3,694万9千円に補正する。 | 原案可決

議案第4号 平成26年度矢板市介

護保険特別会計補正予算(第2号) 歳入歳出にそれぞれ77万2千円を追加計上し、予算総額を23億7,423万9千円に補正する。 | 原案可決

議案第5号 平成26年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出にそれぞれ1,903万5千円を追加計上し、予算総額を39億6,674万6千円に補正する。 | 原案可決

議案第6号 平成26年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出にそれぞれ132万7千円を追加計上し、予算総額を3億2,862万7千円に補正する。 | 原案可決

議案第10号 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援セン

ターが実施する包括的支援事業に関する基準が条例に委任されたため、新たに条例を制定する。 | 原案可決

議案第11号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、高齢者の保健福祉の増進を図るため、新たに条例を制定する。 | 原案可決

議案第12号 矢板市教育委員会教育長の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部改正について、及び議案第13号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

平成26年人事院勧告の実施に

伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。 | 原案可決

議案第14号 矢板市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。 | 原案可決

議案第15号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額の引き上げ及び資産割額の率の引き下げを行うため、条例の一部を改正する。 | 原案可決

議案第16号 矢板市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

医療費助成の現物給付の対象を3歳未満から未就学のこともへ拡大することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。 | 原案可決

議案第17号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額の引き上げを行うため、条例の一部を改正する。 | 原案可決

議案第18号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び

議案第19号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

介護の提供に関する記録の保存期間を、受給に対する返還請求の消滅時効に合わせ2年間から5年間に変更するため、条例の一部を改正する。 | 原案可決

議案第22号 片岡デイサービスセンターの指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求める。 | 原案可決



総務厚生常任委員会

経済建設文教常任委員会

議案第7号 平成26年度矢板市
公共下水道事業特別会計補正予
算(第3号)

歳入歳出にそれぞれ55万7千
円を追加計上し、予算総額を9
億652万7千円に補正する。
— 原案可決 —

議案第9号 平成26年度矢板市
水道事業会計補正予算(第2号)

収益的収入及び支出における
支出において、営業費用に70万
円を追加計上し、水道事業費用
総額を7億100万円に、資本的収
入及び支出における支出におい
て、建設改良費に30万円を追加
計上し、資本的支出総額を4億
7,180万円に補正する。
— 原案可決 —

議案第20号 矢板市地区計画の
区域内における建築物の制限に
関する条例の一部改正について

片岡駅西地区地区計画の都市
計画決定に伴い、所要の整備を
行うため、条例の一部を改正す
る。
— 原案可決 —

議案第21号 市道路線の認定に
ついて

矢板市平野地内において、新
たに1路線を市道に認定するた

め、法の定めるところにより、
議会の議決を求める。
— 原案可決 —



平野地内現地調査

※議案第8号 平成26年度コ
リーナ矢板排水処理事業特別会
計補正予算(第1号)について
は、市長から議案撤回の申し出
があり、12月16日の本会議で撤
回が承認されました。

表紙の写真について

1月14日、木幡神社の厄除け
大祭において、家内安全や無病
息災を願って松飾りや古いお札
などを集めて焚き上げる伝統行
事「どんど焼き」が行われた様
子を撮影したものです。

陳情審査結果 (第331回)

陳情番号	件名	提出者	所管委員会	結果
陳情第32号	市道前岡4号線の排水設備の設置に関する陳情	片岡三区行政区長 大野 富雄	経済建設文教	継続審査
陳情第33号	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情	戦争をさせない全国署名栃木県連絡会 共同代表 太田うるおう	総務厚生	継続審査
陳情第35号	集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情	鈴木 庸一	総務厚生	継続審査
陳情第36号	労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情	連合栃木 那須地域協議会 議長 木下 敏彦	経済建設文教	審議未了
陳情第37号	競輪事業(場外車券売場)への正しい認識と判断を求める陳情	元気な矢板を創造する会 代表 漆原 信秋 他7名	経済建設文教	継続審査

請願・陳情はこんな方法で

請願・陳情は、市民の皆様の要望を市政に反映させるための制度です。

矢板市議会へ請願書・陳情書を提出する方は、次の要領でご持参ください。

- 請願書・陳情書は、右の様式に準じて、日本語で作成してください。
 - 内容は、簡単な趣旨、理由、提出日、請願者(陳情者)の住所及び氏名を記載し、押印して提出してください。
 - 用紙サイズは、A4版でお願いします。
 - 請願書には、必ず1人以上の紹介議員(矢板市議会議員)の署名又は記名押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。
 - 道路や水路等の場合は、地図の写しや略図を添付してください。
 - 請願・陳情はいつでも(市役所が閉庁のときを除く)受け付けていますが、定例会開会日の10日ぐらい前までに提出してください。
- なお、定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。

電話(0287)43-6216



請願書様式

(表紙)
○○○○○に関する請願書
紹介議員 氏 名◎

(内容)
件名 ○○○○に関する請願
要旨
理由
地方自治法第124条の規定により、
上記の請願書を提出します。
平成 年 月 日
請願者(代表)
住 所
氏 名 ○○○○ ◎
(連名の場合は末尾に署名簿を添え、こ
こには代表者を記載し、ほか何名とする。)
矢板市議会議長 様

陳情書様式

(表紙)
○○○○○に関する陳情書

(内容)
件名 ○○○○に関する陳情
要旨
理由
平成 年 月 日
陳情者(代表)
住 所
氏 名 ○○○○ ◎
(連名の場合は末尾に署名簿を添え、こ
こには代表者を記載し、ほか何名とする。)
矢板市議会議長 様

平成26年第331回定例会における表決状況一覧

会議名	議案番号	件名	議決結果	議員名															
				伊藤幹夫	宮澤礼人	佐貫薫	小林勇治	和田安司	八木澤一重	石井侑男	中村有子	宮本妙子	中村久信	守田浩樹	渡邊孝一	今井勝巳	大島文男	大貫雄二	高瀬和夫
第331回定例会	議案第1号	市長の専決処分事項承認について 専決第11号 平成26年度矢板市一般会計補正予算(第3号)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第2号	市長の専決処分事項承認について 専決第12号 平成26年度矢板市一般会計補正予算(第4号)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第3号	平成26年度矢板市一般会計補正予算(第5号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第4号	平成26年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第5号	平成26年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第6号	平成26年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第7号	平成26年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第9号	平成26年度矢板市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第10号	矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第11号	矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第12号	矢板市教育委員会教育長の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第13号	矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第14号	矢板市市税条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第15号	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第16号	矢板市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第17号	矢板市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第18号	矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第19号	矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第20号	矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第21号	市道路線の認定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第22号	片岡デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陳情第32号	市道前岡4号線の排水設備の設置に関する陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陳情第33号	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情第35号	集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
陳情第37号	競輪事業(場外車券売場)への正しい認識と判断を求める陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	議案第8号「平成26年度コロナ矢板排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」の撤回について	承認	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

議長のため裁決に加わらず。

市政に対する一般質問から

本定例会の一般質問は、12月8日、9日の2日間行われました。

一般質問には、10人の議員が登壇し、多方面にわたって活発な質問を行いました。その概要をお知らせします。

一般質問の主な項目 (質問順)

伊藤 幹夫 議員

1 道の駅やいたの利活用について

① 防災拠点とする活用への考え方について

② 観光拠点とする活用への考え方について

2 認知症対策について

① 矢板市の認知症高齢者の現況について

② 認知症検査について

3 コンパクトシティ構想について

① プロジェクトチームの現状について

② 矢板市のコンパクトシティ構想に対する将来への考え方について

4 地域防災力の充実強化に対する考え方について

① 矢板市の自主防災組織の現状について

② 地域コミュニティを使った地域防災力向上への取組について

石井 侑男 議員

1 平成27年度予算案について

① 予算規模について

② 市税収入の見通しについて

③ 重点(新規)事業について

④ 企業的、民間的手法の導入について

2 国の地方創生戦略への対策について

① プロジェクトチームの設置について

3 第6期矢板市高齢者プ

ンについて

① 地域包括ケアシステム構築の取り組みについて

② 介護保険施設の整備計画について

4 片岡地区市街地整備事業について

① 進捗状況について

② 賑わいの創出について

小林 勇治 議員

1 次期環境施設建設について

① 次期環境施設建設の進捗状況、課題、見通しについてどのよう

市民に伝えるのか伺う

② 矢板市の地域還元としての要望事項について

③ 次期環境施設への車両搬入について

2 木幡・安沢1号線について

① 木幡・安沢1号線の整備に向けての決意を伺う

② 木幡・安沢1号線の整備について

中村 有子 議員

1 高齢者福祉対策について

① シルバーサポーターの現状と養成講座について

② 介護ボランティアポイント制度導入について

③ 障害者福祉対策について

④ 「ヘルプカード」の導入について

3 観光振興について

① 観光振興に向けた重点施策について

② 八方牧場周辺の観光活用に

の現状と今後の取り組みについて

③ 泉地区自然・歴史・文化多目的交流事業推進協議会の現状と今後の取り組みについて

中村 久信 議員

1 子育て環境日本一について

① 進捗と評価について

② 計画策定について

③ ことも医療費の助成制度の現物給付拡大について

2 公共施設の管理について

① 全庁的管理について

② 白書について

守田 浩樹 議員

1 空家対策調査と今後の計画について

① 調査結果の進捗状況と調査後の取り組みについて

② 総合計画の見直しへの考えは

③ 経済的流れや社会の流れの早い中、長期プランを見通すことは難しくなっているから、短期計画による集中的戦略に今後切り替えるべきではないか

3 予算に対する考え方について

① インセンティブはあるべきか

4 小中学校の学区のあり方について

① 学区のあり方をどのようにして、地域のコミュニティを守っていくのか

5 図書館の貸出し本の返却方法について

① 矢板市立図書館で借り

た本を泉、片岡公民館に返却できるようにすることについて

八木澤 一重 議員

1 企業誘致について

① 特別顧問による企業誘致の進捗状況について

② 企業立地のあり方について

2 子育て支援について

① 親子ふれあい広場の整備について

3 長峰公園の活用について

① 公園の活用について

② 機能の充実について

③ 公園人口の表示について

宮澤 礼人 議員

1 選挙の投票率アップのために

① 候補者情報の提供拡充について

② 期日前投票所の拡充について

③ 懸賞などによる投票率アップ策について

④ 立会人を若者限定で公募する策について

⑤ その他の策について

2 JT倉庫跡地について

① 現状および問題・課題点について

② 今後の行政の対応について

3 矢板市活性化対策中長期ビジョンについて

① 詳細における見解と対応や見直しについて

② 矢板のおいしい水のPRについて

③ 過日のイベントの結果とその分析について

④ 今後の情報発信策につ

いて

5 教育改革について

① ICTとアクティブラーニングの現状と今後の見解を

今井 勝巳 議員

1 市長の政治公約について

① 3 期目終盤を迎え、実現と達成の自己評価について

② 市政運営の問題と今後の課題について

2 第2次21世紀矢板市総合計画(後期計画)について

① 見直し作業手続きで基本とする事は

② 分野別計画「豊かな自然を大切にす

るまちづくりに

源確保の具体化について

佐賀 薫 議員

1 「自立」するための第一歩、「自ら収入を増やす」戦略について

① 「グラウンド・ゴルフ」の実施・活動状況と課題について

② 「グラウンド・ゴルフ」など、スポーツを活かした健康づくりの充実化について

③ 安心して暮らすための施策強化について

2 未来に向けて羽ばたく子どもたちの「学ぶ力」向上について

① 検証の強化について

② 2015年度の学校教育

育改善策について

伊藤 幹夫 議員

道の駅やいたの利活用

道の駅は、地域とともに創る個性豊かなにぎわいの場を基本コンセプトとするが、大規模地震等の広域的自然災害時における防災拠点としての機能が注目され、一層の整備が求められている。そこで、道の駅やいたを防災拠点として活用するための市の考え方を伺う。

A 放射能汚染対策課長 道の駅やいたは、緊急輸送路である国道401号に近接しているため、地域防災対策の中核的役割を担う施設である。また、矢板市地域防災計画における災害対策本部の設置対象箇所の一つでもあり、防災上重要な施設である。

先の東日本大震災の際には、エコモデルハウスが帰宅困難者や支援活動に従事した自衛隊員等の宿泊施設として利用された実績があり、広域支援部隊等の参集場所、中継基地、宿泊等の支援のための利用については、既に一定の機能を保持している。しかし、非常用の水道、燃料、電源等については十分とは言えない現状にあるため、国の防災施策の動向を注視しながら、防災拠点としての機能向上に向け

て早急に検討したいと考える。また、防災啓発教育や情報発信機能の向上に努力してまいりたい。

認知症対策

Q 本市における認知症高齢者対策について伺う。

A 市長 団塊の世代が75歳の後期高齢者になる2025年の本市の高齢者人口は、1万717人に上ると推定されている。これに伴い、認知症高齢者も増えるものと考えられる。

認知症は早期診断、早期治療によって進行を遅らせることができるため、本市では認知症検査を一般の健康診断として位置付け、県内で初めて認知症検査を実施することとした。65歳以上の高齢者を対象に、希望する方に無料で実施し、継続的に長期にわたる管理を行いたい。なお、検査内容については、現在、矢板市医師団と協議を重ねており、来年の実施に向けて準備を進めているところである。そして、この検査から得られたデータに基づき、認知症予防のための生活習慣の指導や外出支援に取り組むものである。また、認知症の方が安心して

地域で生活していくためにも、見守り体制の強化は必要である。平成25年12月には、矢板警察署や塩谷広域行政組合の消防署と「高齢者等見守り活動に関する協定」を結び、地域で高齢者を見守るネットワーク構築を推進してきた。今後、これらのネットワークを広げつつ、地域での協力が得られるように、市民の見守りに対する理解を深めながら、高齢者の見守りSOSネットワークについても検討してまいりたい。

石井 侑男 議員

地方創生戦略対策

Q やる気のある地方自治体を支援する「まち・ひと・しごと創生法」が成立した。本市にとつて大きなチャンスであり、積極的に対応することが肝要である。そこで、プロジェクトチームを設置し対策を講ずるべきと考える。当局の見解を伺う。

A 副市長 同法はまだ成立したばかりであるため、国の地方創生戦略の制度内容を十分に把握・精査した上で、他自治体の動きなどの情報収集も行いながら、コンパクトシティ構想実現に向けたプロジェクトチ

ームを設置する。

また、「まち・ひと・しごと創生本部」による国からの専門家の派遣の支援が受けられるよう、本市も応じていきたい。国の制度が活用できるところがあれば積極的に活用してまいりたい。

第6期矢板市高齢者プラン

Q 第6期矢板市高齢者プランにおいては、要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等の一体的提供を目指す地域包括ケアシステム構築に向けた、一層の取り組みが求められると考える。当局の見解を伺う。

A 市長 現在、平成27年度から平成29年度までの第6期高齢者プランを策定している。その中で、地域包括ケアシステムの構築をするために必要な以下の5項目を、策定中のプランに盛り込み、取り組むものである。

- ① 在宅医療・介護連携の推進
在宅医療と介護の連携を図るための拠点づくりや、24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制づくりに取り組むもの。
- ② 認知症施策の推進

認知症の方やご家族の支援を行う「認知症初期集中支援チーム」・「認知症地域支援推進員」を設置するもの。

- ③ 地域ケア会議の推進
行政や地域包括支援センター等の関係者が個別事例の検討を行うもの。定着・普及を図り、地域のネットワークの構築、地域課題の把握、政策形成等につなげる。
- ④ 生活支援サービスの充実・強化
支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援サービスを提供する仕組みの構築が必要となるため、担い手の養成・発掘やネットワーク化などに取り組むもの。
- ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

第6期高齢者プラン策定に当たり実施した「日常生活圏域ニーズ調査」において、高齢者持ち家率が90%を超えていたため、住宅改修支援を中心に取り組み、住まいの環境を整えるもの。

今後、これらの事業への取り組みのための人材確保に努めつつ、平成26年10月に設置した「矢板市地域包括ケア会議」において、地域包括ケアシステム構築に向けた更なる検討を進めるものである。

小林 勇治 議員

次期環境施設

Q 次期環境施設建設の進捗状況、課題、今後の見通しについて伺うとともに、適切な時期に地元市民への説明会を開催していただきたい。見解を伺う。

A 市長 次期環境施設整備の進捗状況については、平成26年2月に都市計画決定手続きが完了し、現在は用地取得に努力している。地権者にご理解をいただけるよう、粘り強く交渉しているところである。今後については、用地取得後速やかに次期環境施設建設に着手し、現施設の稼働期限である平成30年11月30日までに稼働できるように進めていかなければならない。

なお、施設の建設や運営に当たっては、関係行政区の代表者で構成する環境施設検討委員会を開催し、環境保全協定や将来を展望した地域の要望について、十分に協議検討をし、地元との対話を大切にして進めるものである。また、安沢地区の関係住民の方々については、用地取得後、適切な時期を見計らい、説明会を開催する。

市道木幡・安沢1号線

Q 木幡・安沢1号線の整備は、地元安沢の悲願である。国道4号早川町交差点から新幹線下までは整備ができていますが、当時、地権者の合意を得られず、整備されないまま今日に及んでいる経緯がある。この路線の整備に向けて、改めて取り組みの決意を伺う。

A 市長 この事業については、過去に地元区長から要望があり、着手をしたが、地権者の同意が得られず先に進められない経緯があった。

しかし、この路線は、子ども達の通学路になっているにもかかわらず、幅員が狭い路線であることから、生活道路として不便を来しているばかりでなく、子ども達のためにも、交通安全の確保が是非とも必要であると認識をしている。したがって、昨年度から地権者を対象としたアンケート調査を実施し、集計をした。83人に送付し、回答があったのが70人で、回収率が84%と高かったのだが、整備についての反対や無回答などが16%あった。また、用地の状況としては、地籍調査事業を進めているが、

地権者の合意が得られず、境界が定まらない箇所がある。道路拡張・拡幅整備を進める上で困難さがあるが、今後については、何とかして道路拡幅整備を進めるといふ強い信念の基に、関係地権者等の協力を得る努力を重ねて、事業を推進してまいりたい。議員各位にも、地元地権者の協力がいただけるように、ご協力を賜りたい。

中村 有子 議員

高齢者福祉対策

Q 介護ボランティアポイント制度の導入についての考えを伺う。

A 福祉高齢課長 この制度は、元気な高齢者が介護支援ボランティア活動を行い、活動の実情に応じて付与されたポイントを貯めて、介護保険料の納付等に利用する制度である。高齢者自身の健康増進・介護予防につながることや、社会参加・地域貢献を通じた生きがいづくりを促進することを目的としており、全国でも取り組む自治体が増えつつある。については、ボランティア育成の有効な手段の一

つとして、先進地の事例を参考に、同制度の導入を検討したい。

障害者福祉対策

Q 「ヘルプカード」の導入についての考えを伺う。

A 市長 「ヘルプカード」とは、聴覚障がい者など、一見、障がい者とは分からない方や、難病疾病者や妊娠初期の方が、災害時や日常生活で困ったときに、支援してほしいという意思を周囲に伝えるために、支援してもらいたい内容を提示して、周囲の人からスムーズに支援を受けることができるためのものである。

と導入することがより効果的であると思うので、県の動向を見ながら前向きに取り組みたい。

観光振興

Q 市議会活性化対策特別委員会からの提言を踏まえ、来年度における主に八方ヶ原周辺の観光振興重点施策について伺う。

A 副市長 八方ヶ原周辺については、第2次矢板市総合計画に基づき、八方ヶ原環境保全対策等を実施するとともに、ボランティア団体による自主的な取り組みにより、更に魅力を増した観光景観形成が図られるところだが、観光地としての認知度が低いことは否めない。

まずは、八方ヶ原を広く市内外に紹介するため、特にモバイル活用を重視した情報発信力の強化から取り組む必要がある。次に「おもてなし力アップ」を図るため、地元の団体等のご協力を仰ぎながら、既存イベントや行事、受け入れ態勢の整備等と合わせ、地場産品によるおもてなし料理の開発等を進めたい。財政状況はさらに厳しさを増しているが、国及び県の補助金等を活用しながら、八方ヶ原の魅力を高めてまいりたい。

中村 久信 議員
子育て環境日本一

Q 本市のこども医療費助成制度は、対象年齢を18歳までとしており、高く評価するところだが、給付方式については3歳以上は依然として申請が必要で償還払い方式であるため、現物給付の拡大を図る必要があると感じる。当局の考えを伺う。

A 市長 こども医療費助成制度は、より多くの子どもたちの疾病の早期発見及び治療を促し、子育てをする家庭への経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを資するための制度であり、子育てする環境整備の一つとして重要な役割を担っていると位置付け、できる限り制度の充実を図っているところである。

現物給付は、子育て家庭の利便性を図る効果があるが、この方式を採用すると、一般的に医療機関への受診等が増える傾向にあるとされている。したがって、この医療費の現物給付による増分については、ペナルティがあり、国民健康保険国庫負担金の約1割が減額され、また、県補助金の補助率は、2分の1から4分の1に低減される。

今回、市長会及び町長会からの要望を受け、県の制度は平成27年度から現物給付の対象年齢が未就学児まで拡大される。これに伴い、県のペナルティが廃止されるので、現時点では本市においても県の制度に沿い、現物給付の対象年齢を未就学児まで拡大する予定である。

公共施設管理

Q 第325回定例会（平成25年9月）において、これまでの各施設管理担当部局による維持管理から、市有施設全般の計画的な維持管理を進めるため、関係課による委員会等を立ち上げ、計画策定を行う旨の答弁を得ている。その後の取り組みについて伺う。

A 総務課長 平成26年4月に総務省から地方公共団体に對し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定の要請があった。本市でも、今年度から公共施設等総合管理計画策定の準備を進めている。そのため、総務課が主となり、各課において施設の基礎調査を実施している。この計画策定については平成26年度から3年間にわたり特別交付税措置がある。

平成28年度末までに作成し、全庁的管理を実施していく考えである。

Q 公共施設管理の課題に取り組むには、全体像を把握するとともに個別対応の計画を策定し、市民に示して理解していただく必要がある。そのための白書作成について、当局の考えを伺う。

A 総務課長 白書については、公共施設等総合管理計画同様、平成28年度末までに作成する予定である。

守田 浩樹 議員

総合計画見直し

Q 経済の流れや社会の流れの早急中、長期プランを見通すことが困難になっている。今後、短期計画による集中的戦略に切り替えるべきではないか。当局の見解を伺う。

A 市長 現在の総合計画は、平成23年3月に策定した第2次21世紀矢板市総合計画であり、平成32年度を目標年次としている。

この計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部で構成しており、基本構想が平成

23年度から平成32年度までの10年間、そのうち平成27年度までの5年間で前期の基本計画となっており、平成32年度までの5年間は後期の基本計画となり、来年度に後期計画の見直し作業を行う予定となっている。

基本構想は、市政を総合的、計画的に運営するための基本となるものであり、目指すまちづくりの将来像と方向性を示す大変重要なものである。この将来像を実現するために、取り組みの体系と基本的な内容を示すものが基本計画であり、基本計画に基づき、実施事業の具体的な内容を示すものが実施計画となる。

社会経済など、状況の変化に即した対応策としては、財政運営の面から、毎年更新をしている中期財政計画において、5年先までを見据えてローリングを行っているところである。

今後は、加速化する少子高齢化、経済環境の変化に対応するため、臨機に地方創生やコンパクトシティ構想などに対応できる柔軟性も必要であるため、社会経済状況を踏まえ、変更していかねばならないと考える。

そのため、議員ご指摘のとおり、世の中の流れを見極めながら、基本構想であっても状況次第で見直していく考えである。

予算に対する考え方

Q 事業の選択と集中を進め、より効果的、効率的に財政運営を行うために、包括予算制度を導入する考えはあるか伺う。

A 総合政策課長 一般財源の大幅な増加が見込めない近年の財政状況では、増加を続ける福祉関係経費や、新たな財政需要に対応するため、既存事業の見直しによる財源確保が必要となっており、併せて、財源の適正配分が重要なこととなっている。

本市の予算編成においては、全事務事業についてゼロベースの視点で財源の確保を図り、かつ、決算状況や現在の執行状況を精査し、予算付けを行っている。しかし、入札による予算額との差額等により、予算額と決算額に差異が生じているものも見受けられる。そのため、財源の確保と財源の重点的・効率的な配分を行うための更なる方策が必要であると考えられる。

予算の編成から執行に係る権限の一部を担当課に委譲する包括予算制度も含め、更なる財源の重点的、効率的配分等のために、今後、どのような取り組みが本市に最も合致するのか、十分に検討してまいりたい。

八木澤 一重 議員

企業誘致

特別顧問による企業誘致の進捗状況について伺う。

商工林業観光課長 これまで36社の企業を訪問し、本市への立地促進と関係企業への誘致協力を行うとともに、首都圏で行われた企業商談会及び展示会において、出店している多くの企業に積極的な誘致活動を行った。

また、平成26年4月に設立した矢板市企業誘致戦略会議において、設立及び運営に参画、企業誘致推進に対する行政と民間企業との考え方の相違の調整役として尽力いただいている。今後、民間企業での豊富なキャリアを持つ特別顧問に、更なる誘致活動推進と担当職員の指導をお願いするものである。

今年度は、現在までに11社の引き合いがあり、うち1社の立地に成功した。立地に成功した企業は、鉄筋加工及び取付け業を営む企業で、南産業団地の入口に土地を購入し、本年の10月から操業を開始されている。

また、平成27年5月の稼働、操業開始を目指し、現在建設中のチヨコレート製造企業がある。これらの誘致は、矢板市企業誘致戦略会議の会員企業によるものであり、大変努力をされているところである。

景気低迷により、海外移転や国内工場の集約化が進み、企業誘致は依然厳しい状況にある。平成26年4月に設立した矢板市企業誘致戦略会議の第3回検討会で、企業立地に係る矢板市の重点施策について議論していただく中で、異業種間での情報やアイデアの交換を図ることに

より、企業立地並びに新規事業の創出に結びつけてまいりたい。戦略会議では「企業誘致活動の推進」「企業間、産業間の連携による産業の振興と創造」「儲かる農業、強い農業の実現」等について議論を重ねる。特に、農業の第6次産業化は重要な政策であり、行政としても積極的に推進する。

また、戦略会議の議論の進捗に応じ、栃木県並びに栃木県産

副市長 まずは、企業誘致の進捗状況について答える。

企業誘致については依然厳しい状況が続くが、市外からの誘致のほか、市内における異業種間連携等による新規企業の創設等の産業の活性化のための企業立地方策について伺う。

業振興センター等の協力を仰ぎながら、支援体制の整備にも努める。

地域経済の活性化を図る企業や事業活動に対する行政としての役割は、将来性のある事業の創造に適した環境整備であると考えているので、戦略会議の意見並びに特別顧問の助言をいただきながら、矢板市に進出し、創業したいと思えるような環境整備、産業振興に努める。

宮澤 礼人 議員

矢板のおいしい水のPR

10月26日、道の駅やいたで開催した「おいしい水のイベント」の結果と分析、及び今後の情報発信策を伺う。

上下水道事務所長 本市の

おいしい水道水をPRするため、このイベントにおいて、本市の水道水、酒造用仕込水、市販のミネラルウォーターを用意し、

利き水アンケートを実施した。一番好きな水又はおいしいと思った水はどれかとの問いに対し、265の回答中、1位が仕込水(98票)、2位がミネラルウォーター(85票)、3位が水道水(82票)であった。結果は僅差であり、本市の水道水は他の2種類の水と同程度

の評価を得たと受け止めている。今回は初のイベントだったの

で、今後は、開催時期や場所、アンケート内容などの改善点を踏まえた上、今回限りにならないよう、前向きに検討したい。

また、情報発信策としては、当面は市の広報誌や、ホームページを活用し、広く情報を発信する。

今後、安全・安心で安定した水道の実現を図る上で、水質の監視、老朽化施設の更新及び耐震性の強化、健全経営とサービスの向上、環境への配慮などに取り組んでまいるので、ご理解賜りたい。

教育改革

ICTとアクティブラーニングの現状と今後の見解を伺う。

教育長 ICTは、児童生徒の興味・関心や思考力、知識・理解を高める手段の一つとして有用であることから、これまで本市の小中学校では、普通教室やパソコン教室にあるパソコン、デジタル教科書、電子黒板などの情報機器を有効に活用し、教科指導に当たってきた。

しかし、ICTを活用した授業は、情報機器や教育ソフトの進

歩への対応、教材作りや授業展開

など、教員の負担や指導力が課題である。そこで、情報機器の有効活用手段等について支援をする専門家であるICT支援員の配置や市内情報担当教員を中心に、教員を対象にした研究授業や校内研修などを通じ、よりよい授業づくりに取り組んでいる。

一方、課題解決的な学習であるアクティブラーニングについては、主体性とともに協働学習に伴いリーダーシップ、チームワーク、コミュニケーション能力が高まることから、社会科学や総合的な学習の授業などで、工夫改善しながら取り組んでいる。今後、ICTの活用方法やアクティブラーニングの充実に向けて、国での議論が重ねられ、学校の授業内容や指導方法などは見直しが行われると予想されるところである。

そこで、本市では現在、それらに十分に対応できるよう、ICT活用関係では、先を見通した情報機器整備の準備を進めるとともに、教員研修等の在り方についても研究を重ねている。

今後は、現在の取り組みを継続、充実させながら、教育効果を十分に把握するとともに、国の動きや先進事例などの情報を収集しながら準備を進めていくことが重要であると考えている。

今井 勝巳 議員
第2次21世紀矢板市
総合計画(後期計画)

Q 人口減少、少子高齢化は不可避の現実である。また、財政規模も縮小すると予想されるため、これまでのような総合的な計画は無理となる。そこで、後期計画見直し作業の基本方針として、人口減少、少子高齢化、財政ひっ迫という将来の不安材料を考慮しない計画はあり得ないと考えているところだが、当局の見解を伺う。

A 総合政策課長 後期計画の見直し作業については、具体的には来年度に実施することになるため、方針はまだ決まっていないが、人口減少問題は本市のみならず全国の地方自治体の喫緊の課題となっている。本市においても人口減少が続いているため、若い世代に住んでもらえるよう「子育て環境日本一」を掲げてまちづくりに取り組んでいるわけであり、この基本的な考え方は、今後も変えることはないと考えている。

しかし、平成28年度からの5か年計画(後期計画)を策定するに当たっては、今まで実施してきた前期計画の検証も大切な

一つと考えている。税収の大幅な伸びが期待できない社会経済状況では、限られた財源の中で、何が必要な事業なのかを見極めていかねばならないため、シンクタンクを活用した前期計画の検証を行うことも重要な要素の一つと考えている。

財政状況が大変厳しくなっている状況の中で、人口減少や少子高齢化が加速していくことになるので、後期計画を策定するに当たっては、地域の特徴を生かしながら選択と集中を図り、コンパクトシティを基軸とした、身の丈に合ったまちづくりを進めてまいりたい。

矢板市が消滅都市とならぬよう、これから生き残りをかけた施策を展開していかねければならないので、議員各位の協力をお願いしながら、活力と魅力あるまちづくりの実現に向けた取り組みを行ってまいりたい。

Q 平成25年7月の矢板市環境基本計画案が示されたところである。そこで、この計画との整合を図るとともに具体的な政策を示すため、総合計画の見直しにおいて、安全な水資源の確保についてより明確に示すべきではないか。当局の見解を伺う。

A 総合政策課長 第2次21世紀矢板市総合計画では、環境の保全や水源の確保について、分野別計画の「豊かな自然を大切にすまちづくり」において記載してあるが、本市が環境都市であることを市内外にアピールする重要なポイントであるので、後期計画の中でも、環境分野において水資源の重要性について更なる内容充実を図ってまいりたい。

佐賀 薫 議員
健康寿命向上策

Q スポーツを核として、健康に元気に、そして楽しく暮らすことのできる環境をつくり、その結果、経済活動の活性化にもつながる「スポーツを活かした健康づくりの充実化」について伺う。

A 市長 高齢者を含め、それぞれが生きがいを持って毎日を過ごす上で必要なのは、まず楽しみがあること、そして仲間がいること、さらに、ベースとなる健康であること。この3要素が互いに絡み合い、相乗効果を築いていくと思っている。

ねりんピック栃木2014グラウンド・ゴルフ交流大会が、

10月に本市で開催され、多くのプレーヤーに楽しんでいただいた。また、この大会では、会場に矢板の名産等を取り揃えた広場を開設したり、参加プレーヤーを道の駅やいたに案内したりして、買い物を楽しんでいただいた。そして、本大会におけるプレーヤー等の宿泊費や大会費用等で、本市にたくさんさんの経済効果があった。様々な大会、イベントで、市民の方や矢板にお越しになる方に楽しんでいただくような取り組みを行うことで、地域経済が活性化していくものと考えている。

高齢者の方がスポーツを通して介護予防の効果を上げること、社会保障費も削減できるし、さらに、高齢者の方が健康になることで、社会活動が活発になり、地域の経済活動に寄与できるものと考えてるので、高齢者対策の重要課題として取り組むものである。

したがって来年度は、これらの課題を踏まえ、基礎基本の定着のため、特に小学校中学年での「読み・書き・計算」等の基礎的・基本的な知識、技能が学習の基盤となることから、体験的な理解や繰り返し学習、習熟度別学習などを重視し、基礎基本習得強化を図る考えである。

子どもたちの「学ぶ力」向上
Q 過年度及び今年度途中での検証から明らかになった課題を踏まえ、特に小学校の中高学年の学ぶ力向上は、心の安定や中学校など上級学校での学力を高めるために必須である。

そこで、2015年度の、特に小学校における学力向上の施策についての考えと、具体化策について伺う。

A 教育長 これまでの様々な調査、特に学力調査や授業の様子から本市の児童生徒の実態を見ると、基礎基本の定着や家庭学習の習慣化において、まだ課題が残っている。

これは、日常生活態度や学習習慣、創造性、協調性を養うべき小学校期の学習習慣の定着に課題があるものと捉えている。

さらには、教員OB・OGや地域の協力による児童生徒を対象にした放課後学習講座を新設するとともに、現在開設している土曜学習講座を拡充するなど、学校外での個に応じた基礎基本の習得の機会を設ける予定でもある。これに合わせて、教員の指導力向上に向けた研修等、これまで実施していた取り組みも継続、充実してまいりたい。

したがって来年度は、これらの課題を踏まえ、基礎基本の定着のため、特に小学校中学年での「読み・書き・計算」等の基礎的・基本的な知識、技能が学習の基盤となることから、体験的な理解や繰り返し学習、習熟度別学習などを重視し、基礎基本習得強化を図る考えである。

矢板市議会傍聴者アンケート結果報告

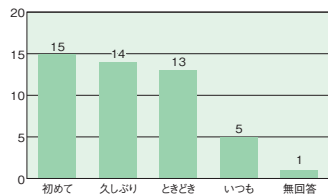
昨年3月から12月までの定例会及び臨時会を傍聴いただいた方々を対象にアンケート調査を行った結果、延べ48名の方々から貴重なご意見等をいただきました。その概要をお知らせいたします。

- 1 アンケート実施対象 第327回定例会から第331回定例会までの計5回の本会議
- 2 アンケート実施方法 傍聴者に対し、傍聴受付時にアンケート用紙を配布し、傍聴終了時に回収した。
- 3 傍聴者数及びアンケート回収数

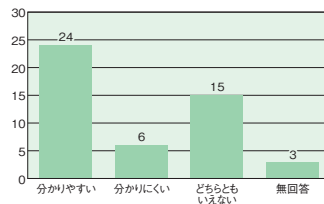
開催回	327回	328回	329回	330回	331回	計
会議の別	定例会	定例会	臨時会	定例会	定例会	
傍聴者数	24	69	1	39	90	223
アンケート回収数	9	17	0	15	7	48
回収率	37.5	24.6	0	38.5	7.8	21.5

4 各アンケート項目の結果

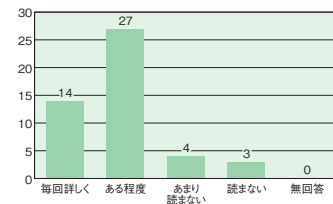
(1) どのくらい傍聴しているか。



(2) 傍聴した感想は。



(3) 議会だよりを読んでいるか。



(4) 意見、要望、感想等

- ① 一般質問等を傍聴した感想について
 - ・一問一答制なので、総括質問総括答弁制と違い、その場で質問したことが忘れないでいられるので良いと思う。
 - ・質問内容がよく分からないことが多くあった。同様に答弁も早口で理解できないことがあった。
 - ・質問内容をもう少し各自勉強してはいかがか。資料を読むだけなのにスムーズにいかないのは、ただ引用して語句を並べているだけに受け取れる。
 - ・複数の議員が同じような質問をするのはいかかなものか。前もって話し合いをしてほしい。また、分かりやすく質問をしてほしい。
 - ・答弁に立つ人が一生懸命に答えており、分かりやすかった。
 - ・事前通告質問なので答弁は的確だった。
 - ・市民の実態に合う議員の質問が必要と思われる。
- ② 議会だよりについて
 - ・紙質を落としても良い。また、活字が小さく、内容が詳細にわたりすぎている。
 - ・毎回、同じ様式である。もう少し工夫し、どうしたら市民に読んでいただけるか検討してみてもどうか。
 - ・どのような内容が討議されているのか知りたいと思うため、今後も継続して発行してほしい。
 - ・時代は変革している。いつも同じでなく、少しでも魅力ある議会だよりを作ってほしい。
 - ・最近読みやすくなったので良い。
- ③ その他
 - ・市議会の傍聴者が少なすぎる。市民が政治に関心がない。
 - ・議会の傍聴が、もっと楽しく参加できるものとなることを希望する。

これらの他にも、多数のご意見等をいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見等を真摯に受け止め、今後の議会運営の参考とさせていただきます。

議会を傍聴しましょう

議会(定例会や臨時会)、全員協議会を公開しています。傍聴することは、議会の活動や市政を知る最も良い方法です。ぜひお越しください。

なお、今後の定例会、全員協議会の予定は、16ページに記載しています。

ご不明の点については、議会事務局までお問い合わせください。

電話:43-6216 FAX:44-1100



矢板市議会基本条例（素案）について パブリックコメントを実施しております。

矢板市議会基本条例を制定するにあたり、市民の皆様のご意見、ご提言を反映させるため、広くご意見等を募集しております。

- ・ 募集期間 平成27年1月20日(火)から2月10日(火)まで【必着】
- ・ 公表場所 ① 市ホームページ (<http://www.city.yaita.tochigi.jp>)
② 矢板公民館、泉公民館、片岡公民館、図書館、議会事務局
③ 本誌12ページから15ページ
- ・ 意見書の様式 様式は自由ですが、住所、氏名、電話番号を必ず記載してください。
- ・ 提出方法 直接議会事務局にお持ちいただくか、郵送・ファックス・Eメールのいずれかでお送りください。
- ・ 提出先 直接持参： 矢板市役所本庁舎3階 議会事務局（平日9時から17時まで）
郵送： 〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号 矢板市議会事務局 あて
ファックス： 0287-44-1100
Eメール： gikaijimukyoku@city.yaita.tochigi.jp
- ・ その他 お寄せいただいたご意見等は、内容を整理し、市議会の考え方とともに後日公表します。
なお、個人への回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・ お問い合わせ 矢板市議会事務局 ☎0287-43-6216

矢板市議会基本条例（素案）

目次

前文

第1章 総則

（第1条―第4条）

第2章 市民と議会との関係

（第5条―第7条）

第3章 議会及び議員と市長

等との関係

（第8条―第10条）

第4章 議会の機能強化

（第11条―第15条）

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（第16条―第18条）

第6章 議会事務局等

（第19条―第20条）

第7章 最高規範性及び見直し

（第21条・第22条）

附則

（前文）

矢板市議会（以下「議会」という。）は、矢板市民（以下「市民」という。）により選ばれた矢板市議会議員（以下「議員」という。）で構成される議事機関であり、日本国憲法に定める地方自治の本旨に従い、二元代表制の一翼を担う存在として、市民の代表機関及び矢板市の意思決定機関としての役割を担っている。

地方分権の進展により、国から地方への権限委譲が進み、地方自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大することに伴い、議会の担うべき役割及び責任が、ますます重要になってきている。

議会は、合議制の意思決定機関の特性を発揮し、これまで以上に市民本位の立場に立ち、公正性及び透明性の確保を図りながら、市民に信頼される開かれた議会づくりを推進する必要がある。

そのために議会は、自治体事務に係る立案、決定、執行及び評価における論点及び課題を広く市民に明らかにし、市民に積極的な情報発信し説明責任を果たすとともに、市民との活発な意見交換を図り、議会の合意形成を行う必要がある。また、議員間の自由で闊達な議論により、議会としての意見を取りまとめ、政策立案及び政策提言を行うとともに、執行機関の事務執行を監視する責務を有する。

さらに、市民に身近で信頼される議会であるためには、議員の資質及び能力の向上を図ることが不可欠である。

このような認識の下、議会は、市民の負託に応え、市民の多様な意見を反映しうる合議制としての議会の実現を決意するとともに、市民福祉の向上及び市勢の伸展に向けて不断の努力を重

ねるものである。

ここに、矢板市の自治の最も基本的な事項を定めた矢板市まちづくり基本条例（平成23年矢板市条例第5号）の理念を受け、議会の役割、権限及び責務を市民に明確に示し、その使命を達成するために、この条例を制定する。

【説明】

前文は、この条例の制定の背景、理念、決意等を宣言するものであるとともに、条例を構成する要素のひとつとして、各条項の解釈や運用の指針を示すものです。

【用語解説】

「議事機関」
団体の意思を決定する機関で、国会、都道府県議会及び市町村議会がこれに当たります。

「合議体」及び「合議制」

複数人で組織され、構成員の全会一致又は多数決によって意思を決定する組織体を合議体といいます。また、会議にかけられた案件について、合議体の構成員が集まって相談する制度を合議制といいます。

「二元代表制」

地方公共団体の行政事務

を管理執行する執行機関の長と、議事機関である議会の議員を、それぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。執行機関と議会は、ともに住民を代表する独立、対等の機関です。

「意思決定機関」

条例、予算等について、議決によって地方公共団体としての考えを決定する機関をいいます。

第1章 総則

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の役割及び議員の責務を明らかにするとともに、議会活動の原則となる基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応えられる議会の運営の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市民の伸展に寄与することを目的とする。

【説明】

条例の全体像を要約するとともに、条例制定の目的を規定したものです。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなら

- らない。
- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保すること。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営が適切に行われているか監視し、及び評価すること。
- (3) 積極的に情報公開に取り組み、説明責任を果たすこと。
- (4) 市民の意見を基に調査研究を行い、政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 合議制の意思決定機関として、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (6) 継続的に議会改革の推進に取り組むこと。

【説明】

議会の担うべき役割の原則を規定したものです。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 市政全般の課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (3) 市民に対し、議会活動の

説明に努めること。

(4) 日常の調査及び研究活動を通じ、議員としての資質向上に努めること。

【説明】

議会の活動原則を踏まえ、議員としての活動原則を規定したものです。

（党派）

第4条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、党派を結成することができる。

2 党派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成に努めるものとする。

【説明】

党派についての原則を規定したものです。

第2章 市民と議会との関係

（市民と議会との関係）

第5条 議会の全ての会議は、市民への説明責任を果たすため、原則公開とする。

2 議会は、常任委員会等の運営に当たり、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、学識経験者等からの意見を議会の討議に反映させる

よう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を提案者による政策提案と位置付け、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

【説明】

市民と議会との関係として、透明性の確保、多様な意見の反映、陳情の位置付け等を規定したものです。

（議会報告会）

第6条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】

市民への説明責任を果たすための議会活動の報告と、市民との意見交換の場としての議会報告会について規定したものです。

なお、議会報告会の具体的なあり方については、別途定めることとしております。

（議会広報の充実）

第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政への関心を高め

るよう、多様な広報手段を積極的に活用することにより、広報活動の充実に努めるものとする。

【説明】

議会の広報活動について規定したものです。

第3章 議会及び議員と市長等との関係

（市長等との関係の基本原則）

第8条 議会の審議における議員と市長等との関係は、二元代表制の下、議員と市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 議会の全ての会議における質問又は質疑は、論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答で行うものとする。

3 市長等は、議会の全ての会議において、議長又は委員長長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で議員の質問又は質疑の趣旨を確認することができる。

【説明】

二元代表制の主旨に沿った議会と市長等との関係を規定するとともに、様々な会議における質問や質疑をわかりやすいものにするための原則を規定したものです。

二元代表制の主旨に沿った議会と市長等との関係を規定するとともに、様々な会議における質問や質疑をわかりやすいものにするための原則を規定したものです。

(議会の議決事件)
第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

【説明】
地方自治法第96条第1項において、条例を設けることや、予算を定めること、決算を認定することなど、議会が議決しなければならぬ事件(議決事件)が定められております。

同条第2項では、これらの議決事件のほかに、議会が議決すべきものを別に定めることができるとしているため、これを別に条例で定めることを規定したものです。

(政策等の形成過程の説明)
第10条 議会は、市長が提案する重要な政策、予算、決算等について、市長等に対し、形成過程を含む必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

【説明】
市長が提案する重要な案件に関して、議案審査等のために必要な情報を得るため、規定したものです。

第4章 議会の機能強化
(議員間の討議)
第11条 議会は、言論の場であることを認識し、議員相互の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

【説明】
合議制の意思決定機関としての充実を図るための議員相互の自由討議について規定したものです。

(政策の研究、立案及び提言)
第12条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努めることにより、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対して政策提言を行うものとする。

【説明】
市の政策水準向上を図るための政策立案機能の強化と政策討論について規定したものです。

たものです。

(研修及び調査研究)
第13条 議会は、政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、議員の研修を行うものとする。

【説明】
議員の研修及び調査研究について規定したものです。

(政務活動費)
第14条 会派又は議員は、政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行うものとする。

【説明】
議員の研修及び調査研究について規定したものです。

(議員の確保)
第15条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての機能を確保し、及び効率的かつ円滑な議会運営を行うため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【説明】
議会運営に必要な予算の確保に努めることを規定したものです。

第5章 議員の政治倫理、身分及び待遇
(議員の政治倫理)
第16条 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を深く自覚し、矢板市議会議員の倫理に関する条例(平成14年矢板市条例第4号)を遵守し、品位の確保に努めなければならない。

【説明】
政務活動費の活用、説明責任及び交付について規定したものです。

第17条 議員の定数は、議会制民主主義における重要な要素であることにかんがみ、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。

【説明】
議員定数のあり方や、改正における原則について規定したものです。

(議員報酬)
第18条 議員報酬の額は、社会情勢、財政状況、議員の職務内容等を勘案して決定するものとする。

【説明】
市民全体の代表者である議員としての倫理について規定したものです。

【説明】
議員報酬に関し必要な事項は、前2項に定めるもののほか、議員報酬に関し必要な事項は、

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）に定めるところによる。

【説明】 議員報酬の改定における原則について規定したものです。

第6章 議会事務局等（議会事務局）

第19条 議会は、議会の政策立案機能及び監視機能の向上並びに議会活動の円滑かつ効率的な運営を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実に努めるものとする。

【説明】 議会活動を補助する議会事務局の機能充実について規定したものです。

（議会図書室）

第20条 議会は、議会の政策立案機能の向上及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【説明】 議会図書室の充実について規定したものです。

第7章 最高規範性及び

見直し

（最高規範性）

第21条 この条例は、議会に関する最高規範であつて、議会に關する最高規範である他の条例等は、議会に關する他の条例等を制定し、又は改廃する場合において、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【説明】 この条例が、矢板市議会における最高規範であることと規定したものです。

（検証及び見直し）

第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的の達成状況を検証するものとし、その検証の結果、制度の見直し等が必要であると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

【説明】 この条例の目的達成の検証と見直しについて規定したものです。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【説明】 附則は、条例の施行期日などを規定するものです。

議会基本条例策定 特別委員会活動報告

平成26年6月19日の設置以降、本委員会は、全体会の中に作業部会を置き、全議員参加の下、平成26年12月末現在で全体会・作業部会合わせて計24回にわたり会議を開催し、前文の文言、条文全体の基本構成、各条文案等の検討、さらには条例施行後の具体的な運用に関する検討等の作業を重ねてまいりました。特に、議決事件の拡大や議会報告会の実施等の議会改革に係る諸案件については、議会の現状と将来を見据え、慎重に協議を行つてまいりました。

去る11月7日には、議会基本条例に関する先進地である福島県会津若松市議会への行政視察を実施し、条例制定までの経緯、各条文の構成のほか、政策形成サイクルの実践例をはじめとした具体的な条例の運用状況等についてご教示いただきました。

こうした策定作業や視察の成果を踏まえ、このたび、前掲のとおり条例素案をとりまとめましたので、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと存じます。今後、このパブリックコメントの結果を踏まえ、平成27年3月末を目途に、議会基本条例を

制定する予定です。



会津若松市

行政視察報告

◎災害対策特別委員会

11月6日

■埼玉県春日部市

「首都圏外郭放水路について」

首都圏外郭放水路は、河川の洪水を地下に取り込み江戸川へと流す、世界最大級の地下放水路である。平成26年2月時点で85回の洪水調整実績があり、流域の浸水被害を大幅に軽減してきた。また、本施設を軸として、水害から地域を守るべく、流域全体が一丸となつて総合治水対策に取り組んでいる。集中豪雨等を経験している本

市において、水害に強いまちづくりを進めるうえでの参考とするものである。

■東京都江東区 「東京臨海広域防災公園について」

東京臨海広域防災公園は、首都圏直下地震等の大規模災害時における現地对策本部機能、平常時における防災拠点機能等を目的として整備された。

園内にある防災体験学習施設では、緊急時を生き抜くための方法を学ぶことができる。災害時に行政がただちに機能しない場合、自力で生き抜く知恵を学ぶことは災害への備えとして重要であることを踏まえ、よりよい防災対策の構築に向け認識を新たにしたものである。



春日部市

- 委員長 大貫雄二
副委員長 伊藤幹夫
委員 和田安司、八木澤一重、石井侑男、宮本妙子、守田浩樹、大島文男

